

図書団体貸出基準

五泉市立図書館

図書館資料の団体館外利用については、図書館条例及び図書館管理規則によるほか、おおむね次のとおりとする。

1 図書利用団体の登録

市内の各種団体で図書利用希望者が3名以上の団体は、代表者を選任し、五泉市立図書館管理規則（以下「規則」という。）の「図書館資料団体利用申請書」（規則様式第5号）を図書館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

2 図書利用カードの交付

館長は、登録した団体に対して「利用カード」（規則様式第3号）を交付するものとする。

3 貸出数及び期間は、次のとおりとする。

（一） 利用冊数は、図書は100冊以内とする。

（二） 利用期間は、30日以内とする。

* 雑誌、AV資料は貸出不可とする。

4 損害の弁償、登録事項の変更等

損害の弁償並びに図書利用カードの登録事項の変更、紛失、汚損等については、規則による。

5 その他

この基準に定めるもののほか、貸出しに必要な事項は、利用団体と館長が協議のうえ定めるものとする。

（適用）

この基準は、昭和51年1月6日から適用する。

この基準は、昭和52年10月1日から適用する。（一部改正）

この基準は、平成8年3月1日から適用する。（一部改正）

この基準は、平成26年4月1日から適用する。（一部改正）